

令和2年8月25日

新設分割にかかわる事前開示事項に関する書面

東京都品川区大崎2丁目11番1号
SMN株式会社
代表取締役社長 石井 隆一

当社は、令和2年7月30日付新設分割計画書に基づき、令和2年10月1日をもって、新設するSMNメディアデザイン株式会社（以下「新設会社」という）に当社のデジタルメディア事業開発事業、およびインターネットアドネットワーク広告の媒体仕入を主軸としたメディア事業に関する権利義務を承継させる新設分割手続（以下「本件分割」という）を行うこととしましたので、会社法第803条第1項及び会社法施行規則第205条に基づき、下記のとおり開示します。

記

1. 新設分割計画の内容

別紙「新設分割計画書」に記載のとおりです。

2. 新設会社が、本件分割に際して承継する事業に関する権利義務の全部に代えて当社に対して交付する新設会社の株式の数又はその算定方法に関する事項についての定め相当性に関する事項

本件分割は単独新設分割であり、当社は本件分割に際して新設会社が発行する全ての株式を取得しますので、本件分割において当社の純資産の額には変動がなく、新設会社が発行する株式の数は当社において任意に決定できると解されます。そのため、本件分割の目的に鑑み、適切な出資単位の設定その他諸般の事情を勘定した結果、新設分割計画書第5項のとおり、新設会社が発行する株式の数は3,000株とすることが相当であると判断いたしました。なお、当社単独での新設分割であり、分割対価は新設会社の株式のみのため、会社法第763条第1項第7号から第9号に掲げる事項についての定めはありません。

3. 新設会社の資本金及び準備金の額に関する事項についての定め相当性に関する事項

新設会社の資本金及び準備金の額につきましては、新設会社に承継される予定の資産及び負債の額を本件分割の効力発生時点までの変動要素を加味した上で、本件分

割後における新設会社の機動的かつ柔軟な資本政策を実現可能とするため、以下のとおりとすることが相当であると判断いたしました。

- | | |
|-----------------|---------------------------------------------------------|
| (1) 資本金の額 | 金 30,000,000 円 |
| (2) 資本準備金の額 | 会社計算規則第 49 条第 1 項に定める株主資本等
変動額から金 30,000,000 円を控除した額 |
| (3) 設立時利益準備金額の額 | 0 円 |

4. 当社が新設会社の成立の日に行う全部取得条項付株式の取得及び剰余金の配当に関する事項

当社は全部取得条項付株式を発行しておりません。また、本件分割に際して剰余金の配当は行われませんので、会社法第 763 条第 1 項第 12 号に掲げる事項についての定めはありません。

5. 新設会社が本件分割に際して当社の新株予約権の新株予約権者に対して行う、当該新株予約権に代わる新設会社の新株予約権の交付に関する事項についての定め相当性に関する事項

本件分割に際して、当社の新株予約権に代わる新設会社の新株予約権の交付は行われなため、会社法第 763 条第 1 項第 10 号及び第 11 号に掲げる事項についての定めはありません。なお、当社の発行済新株予約権の内容として、新設分割時に新設会社の新株予約権の交付を義務付ける定めはありません。

6. 他の新設分割会社の計算書類等の内容等に関する事項

当社単独での新設分割であり、該当する事項はありません。

7. 当社の最終事業年度（平成 31 年 4 月 1 日から令和 2 年 3 月 31 日）の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象

(1) 第三者割当による新株式発行

当社は、令和 2 年 6 月 22 日開催の取締役会の決議に基づき、次のとおり第三者割当による新株式を発行しております。

- | | |
|--------------------|---------------------------------------------------------|
| ①発行株式の種類及び数 | 普通株式 17,620株 |
| ②1株当たりの払込価額 | 1,135円 |
| ③出資の目的となる財産の内容及び価額 | 同取締役会決議に基づき当社の取締役2名に付与される、当社に対する
金銭報酬債権合計19,998,700円 |

④資本組入額	増加する資本金 9,999,350円
	増加する資本準備金 9,999,350円
⑤払込期日	令和2年7月22日

8. 本件分割が効力を生じる日以後における当社の債務及び新設会社の債務（当社が本件分割により新設会社に承継させるものに限る。）の履行の見込みに関する事項

（1）当社について

当社の令和2年6月30日現在の四半期貸借対照表における資産の額及び負債の額は、それぞれ4,905万円、833百万円です。当社は本件分割において、新設会社が発行する株式の全ての割当てを受けるため、本件分割による当社の純資産の額には変動がなく、本件分割の効力発生日以後においても資産の額が負債の額を十分に上回ることが見込まれます。また、本件分割の効力発生日以後の当社の収益状況について、当社の負担する債務の履行に影響を及ぼすような事態は、現在のところ予測されておられません。よって、当社における債務履行の見込みに問題はないと判断しております。

（2）新設会社について

本件分割により、当社の令和2年6月30日現在の四半期貸借対照表における当社から新設会社への承継される予定の資産の額及び負債の額は、それぞれ303万円、3百万円であり、本件分割の効力発生日以後においても資産の額が負債の額を上回ることが見込まれます。また、本件分割の効力発生日以後の新設会社の収益状況について、新設会社の負担すべき債務の履行に影響を及ぼすような事態は、現在のところ予測されておられません。よって、新設会社における債務履行の見込みに問題はないと判断しております。

以上